

# 第1回山梨県特別支援教育振興審議会

令和元年7月23日（火）  
山梨県庁防災新館408会議室

## ．．． 次 第 ．．．

### 【委嘱・任命式】

- 1 開 会
- 2 委嘱状・任命状の交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 閉 会

### 【第1回特別支援教育振興審議会】

- 1 開 会
- 2 委員の紹介
- 3 審議会の運営について
- 4 諮 問
- 5 会長あいさつ
- 6 議 事
  - (1) 審議事項の説明
  - (2) 審議内容及び日程
  - (3) 新やまなし特別支援教育推進プラン（仮称）の策定について
    - ①やまなし特別支援教育推進プランについて
    - ②国の施策等について
    - ③本県の特別支援教育の現状について
    - ④特別支援教育に係る他のプランとの連携について
  - (4) その他
- 7 閉 会

## 山梨県特別支援教育振興審議会委員

(50音順)

委嘱 任命 の別	氏 名	役 職 等	任 期
委嘱	井上 貴文	山梨県PTA協議会副会長 富士吉田市立下吉田第二小学校PTA会長	R1.7.23 ～R2.7.22
委嘱	小澤 建二	山梨県市町村教育委員会連合会会長 北杜市教育委員会教育委員	R1.7.23 ～R2.7.22
任命	川手 正昭	山梨県高等学校長協会代表 山梨県立中央高等学校校長	R1.7.23 ～R2.7.22
委嘱	栗原 早苗	社会福祉法人さかき会総合施設長	R1.7.23 ～R2.7.22
委嘱	小坂 健二	公立小中学校長会代表 大月市立大月東小学校校長	R1.7.23 ～R2.7.22
委嘱	齊藤 章司	山梨労働局職業安定部職業対策課課長	R1.7.23 ～R2.7.22
委嘱	里見 達也	山梨県立大学人間福祉学部人間形成学科准教授	R1.7.23 ～R2.7.22
委嘱	長林 裕子	特別支援学校PTA代表 山梨県立わかば支援学校PTA会長	R1.7.23 ～R2.7.22
委嘱	畠山 和男	あけぼの医療福祉センターセンター長	R1.7.23 ～R2.7.22
委嘱	原 まゆみ	都留文科大学教養学部学校教育学科特任教授	R1.7.23 ～R2.7.22
委嘱	廣瀬 信雄	山梨大学教育学部障害児教育講座特任教授	R1.7.23 ～R2.7.22
委嘱	古屋 玉枝	山梨県看護協会会長	R1.7.23 ～R2.7.22
任命	山本 剛	特別支援学校長会会長 山梨県立甲府支援学校校長	R1.7.23 ～R2.7.22

## 山梨県附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第一条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び担当事務）

第二条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

- 山梨県総合計画審議会
- 山梨県生涯学習審議会
- 山梨県青少年問題協議会
- 山梨県特別職報酬等審議会
- 山梨県医療扶助審議会
- 山梨県子ども・子育て会議
- 山梨県障害者介護給付費等不服審査会
- 山梨県薬事審議会
- 山梨県精神保健福祉審議会
- 山梨県大規模小売店舗立地審議会
- 山梨県職業能力開発審議会
- 山梨県卸売市場審議会

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

- 山梨県図書館協議会
- 山梨県高等学校審議会
- 山梨県へき地等教育振興審議会
- 山梨県特別支援教育振興審議会**
- 山梨県立美術館協議会
- 山梨県考古博物館協議会
- 山梨県地方産業教育審議会
- 山梨県文学館協議会
- 山梨県スポーツ推進審議会

3 前二項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第一の担当事務欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第四条 附属機関は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。）が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

る。

4 附属機関に、規則(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。)で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。

5 特別委員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

(会長等)

第五条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第七条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

## 別表第一(第二条、第四条関係)

### 二 教育委員会の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県特別支援教育振興審議会	次に掲げる事項に関する調査審議及び答申に関する事務 一 特別支援教育に関する施設、設備等の拡充整備に関する事項 二 特別支援教育関係教職員の資質の向上に関する事項 三 障害児の判別及び就学指導組織の充実に関する事項 四 その他特別支援教育の振興に関する事項	十五人以内	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員	一年

## 山梨県特別支援教育振興審議会 審議計画（案）

審議会	開催月	審議内容
第1回審議会	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○諮問</li> <li>○審議計画について</li> <li>○新特別支援教育推進プラン（仮称）の策定について</li> </ul>
第2回審議会	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○審議①</li> <li>[学びを育む教育支援体制の整備]</li> <li>[連続性のある多様な学びの場の充実]</li> </ul>
第3回審議会	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○審議②</li> <li>[自立と社会参加に向けた教育の充実]</li> <li>[質の高い学びを支える専門性の向上]</li> </ul>
第4回審議会	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○審議③</li> <li>[振興審議会まとめ]</li> <li>[答申（案）]</li> </ul>
	11月	○答申